

鎌倉市交通政策研究会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の交通政策に関わる諸課題について市と市民、公共的団体、事業者、知識経験者及び関係行政機関とが協働して調査研究し、より良い交通計画の策定に資するため、鎌倉市交通政策研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究するものとする。

- ？ 全市的かつ総合的な交通計画の策定及びその推進についての事項
- ？ 一定の地域及び地区における交通計画（以下「地区交通計画」という。）の策定及びその推進についての事項
- ？ その他交通計画の策定及びその推進について必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、公共的団体の代表者、事業者、知識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。この場合において、第3項ただし書の規定により補欠委員を委嘱するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者の中から委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。この場合において、会長は知識経験者の中から選出するものとする。
- 3 会長は、研究会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 研究会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 研究会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 研究会の会議は、原則として公開する。
- 4 研究会の会議の公開方法その他必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

(意見聴取)

第6条 研究会の会議は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門会議)

第7条 会長は、地区交通計画及び専門的な個別課題について調査研究するため、必要に応じ研究会に専門会議を設置し、その所掌事務を分担させることができる。

2 専門会議の委員は、第3条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する者及び研究会の委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 専門会議に座長及び副座長1人を置き、専門会議の委員の互選により定める。

4 専門会議の委員の任期は、その所掌事務の処理が終了するまでの間とする。

5 専門会議で調査研究した事項は、研究会に報告する。

6 第3条第5項、第4条第3項及び第4項、第5条、前条並びに第9条の規定は、専門会議について準用する。

(運営委員会)

第8条 研究会(専門会議を含む。以下この条において同じ。)の効率のかつ円滑な運営について必要な協議及び調整を行うため、研究会に運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、研究会の委員のうちから会長が指名する。

3 運営委員会に委員長を置き、運営委員会の委員の互選により定める。

4 第4条第3項及び第5条第1項の規定は、運営委員会について準用する。

(幹事)

第9条 研究会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、交通計画の策定及びその推進に関連する市職員をもって充てる。

3 幹事は、研究会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、この研究会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。